

雲南市大型カルバート長寿命化修繕計画

(雲南市公共施設等総合管理計画

に基づく個別施設計画)

雲南市

平成31年4月

(令和8年4月時点修正)

時点修正履歴

令和 8 年 4 月

- ・「大型カルバート点検・修繕計画一覧表」の時点修正
- ・上位計画 実施方針第 3 次策定に伴う「計画期間」の変更

1. はじめに

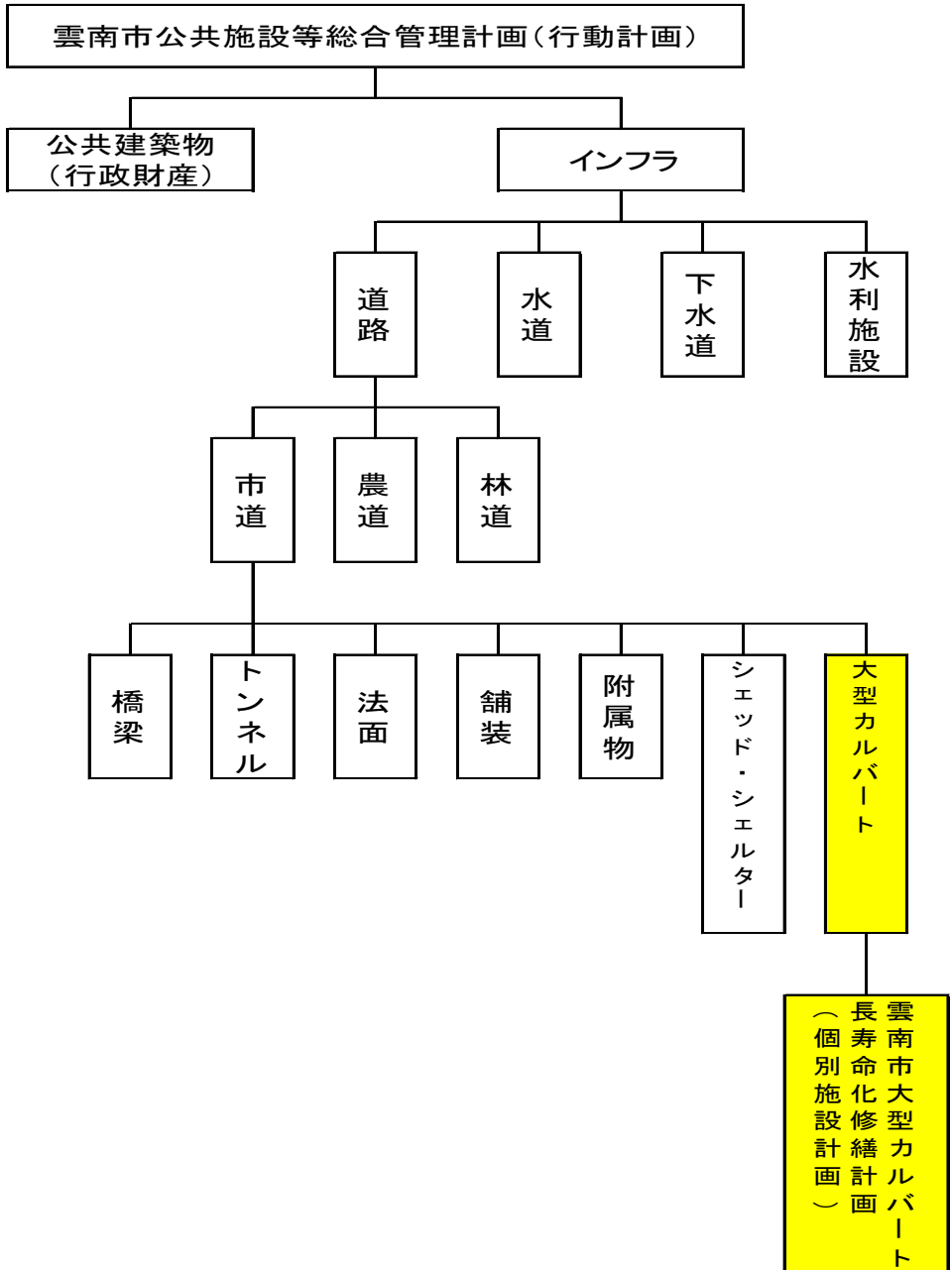
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

島根県では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」として、平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」が策定され、同県土木部において平成27年12月に公共土木施設(道路、河川など7分野14施設)の適切な維持管理を効率的かつ計画的に実施するための「島根県公共土木施設長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)が策定されました。

本市でも国の基本計画の行動計画に位置づけられる「雲南市公共施設等総合管理計画」(以下、「雲南市行動計画」という。)を平成28年3月に策定しました。

この雲南市大型カルバート長寿命化修繕計画(以下、「本計画」という。)は、雲南市行動計画に基づく、取組み体制の中の個別施設計画としてトンネルにおける定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めて、取組みを実施します。



個別施設設計画体系図

(2) 目的

本計画は、メンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の構築・継続の取り組みを進めることにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や予算の平準化を目指すものです。

① 対象施設

本計画の対象とする大型カルバートは、雲南市が管理する市道の大型カルバート（内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートを想定）とします。

② 計画期間

本計画は、令和17年度までの長期取組期間である雲南市行動計画（第3次実施方針）の一環として、短期的に取り組む事項を以下にまとめる。

ただし、大型カルバートの状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

③ 対策の優先順位の考え方

対策箇所の損傷の程度や進行度合い及び利用状況等を勘案し、予算の平準化に配慮しながら、優先順位を考えていきます。

2. 施設の現状

雲南市では、令和8年4月1日現在、1基の大型カルバートを管理しています。

	市道
大型カルバート数	1

3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

道路橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→(次回点検)のメンテナンスサイクルを構築します。

(1) 定期点検

1) 点検の頻度

定期点検は、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づき5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。なお、近接目視による変状の把握には限界があるため、必要に応じて

また、必要に応じてコンクリートうき・はく離の有無及び範囲等を把握する打音検査を行うとともに、利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離部を撤去するなどの応急措置を講じます。

(2) 詳細調査

点検の結果、変状の状況をより詳細に把握し、推定される変状原因の確認が必要となる場合には、変状の状況に見合った調査を実施します。

この調査結果から、対策工の必要性や緊急性を踏まえて変状等の健全性を診断します。

(3) 健全度評価方法

大型カルバート毎の健全度の診断は、下表1-1の判定区分により行います。

表1-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が出ていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(4) 記録

定期点検及び健全性の診断の結果、並びに措置の内容等を記録し、当該大型カルバートが利用されている期間中はこれを保存します。

4. 老朽化対策の実施

(1) 維持管理水準

点検・調査の結果に基づく実際の措置（対策、監視等）は、部材毎、変状の種類毎の対策区分の判定に基づいて検討します。

表 2-1 対策の判定区分

区分	状態
A	変状が認められないか、変状が軽微で補修を行う必要がない状態
B	状況に応じて補修を行う必要がある状態
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある状態
C2	大型カルバートの安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある状態
E1	大型カルバートの安全性の観点から、緊急対応の必要がある状態
E2	その他、緊急対応の必要がある状態
M	維持工事に対応する必要がある状態
S1	詳細調査の必要がある状態
S2	追跡調査の必要がある状態

※ 「健全度の診断」と「対策区分の判定」は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般には次のような対応となる。

「Ⅰ」：A、B

「Ⅱ」：C1、M

「Ⅲ」：C2

「Ⅳ」：E1、E2

上記 2-1 のとおり、対策区分 C1 の変状については、予防保全の観点から状況に応じて監視や措置を行うことが望ましい状態とされています。

本計画期間においては、大型カルバートの維持管理水準を他の道路施設と合わせ、判定区分 C2、E1、E2 の修繕を行うこととし、「残存変状の対策区分判定 A～C1」を管理目標とします。

(2) 対策の優先順位

定期点検の結果、健全度Ⅳと判定された施設を最優先で実施し、続いて健全度Ⅲと判定された施設の修繕工事を実施します。

点検・詳細調査・補修によって健全度のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

(3) 大型カルバート修繕方針

- 1) 点検、詳細調査の結果に基づく対策区分判定に応じて対策を講じます。
- 2) 応急対策の必要がある施設(健全度Ⅳ)は、変状確認後直ちに応急対策を行い、診断後2年以内に本対策(中～長期的に施設の機能を回復・維持することを目的とした対策)を行います。
- 3) 早期に措置を講じる必要がある施設(健全度Ⅲ)は、診断後5年以内に本対策を行います。

(4) 対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「(3) 大型カルバート修繕方針」に基づき、所定の期間内における修繕完了を目標と、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

大型カルバート点検・修繕計画一覧表

令和8年4月 現在

No.	地区	トンネル名	路線番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	完成年	経過 年数	※1 ※2 ※3 ※4 ※6		修繕 完了 年度	※7											
									点検結果			措置後 の 健全度	点検計画					修繕計画					
									点検 年度	健全度			● : 定期点検					● : 修繕工事					
											R8	R9	R10	R11	R12	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
1	木次	木の廻線カルバート	330192	木の廻線	9.7	7.5	不明						●										

様式入力にあたっての留意点

- ※1 直近の点検完了年度を記載。(予算年度ではありません)
- ※2 点検時の大型カルバート毎の健全度を記載。
- ※3 修繕工事が完了し、対策効果が確実に発揮されていることが確認された大型カルバートについて、措置後の健全度(Ⅱ or Ⅰ)を記載。
判定区分Ⅳの変状のみを緊急的に修繕した場合、上記と同様に措置後の健全度(Ⅲ or Ⅱ or Ⅰ)を記載。
応急工事を実施済みであるが本対策未実施の場合は、記載しない。
- ※4 修繕工事了り年度を記載。(予算年度ではありません)
Ⅳ、Ⅲの変状に関する対策が完了した年度を記載。
- ※5 点検計画年度に●印を記載。
- ※6 修繕工事予定年度に●を記載。(調査、設計は記載しない)